

公立大学法人神戸市外国語大学FD推進部会規程

2008年4月1日

規程第25号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づきFD推進部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、大学(大学院を除く)のFD(ファカルティ ディベロップメント)推進に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 部会は、学長が指名した教員5名と学生支援・教育グループ課長の6名の委員で組織する。

2 前項のうち教員の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。